

平成4年11月19日付け4畜A第2652号
一部改正：平成20年11月28日付け20生畜第4995号
農林水産省事務次官依命通知

都道府県知事あて
地方農政局長あて
沖縄総合事務局長あて
家畜改良センター所長あて
社団法人日本獣医師会会長あて
社団法人日本家畜人工授精師協会会長あて

農林水産事務次官

家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行について

家畜改良増殖法の一部を改正する法律（平成4年法律第47号）は、第123回国会において成立し、家畜体外受精卵移植に関する講習会及びその修業試験に関する規定（平成4年5月20日施行）を除き、平成4年11月19日に施行された。また、同日付けで、家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令（平成4年農林水産省令第53号）が施行された。これらの改正の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、御了知の上、制度の適正かつ円滑な運用について、特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通達する。

記

第1 改正の趣旨

家畜の改良増殖は、畜産経営の改善を図るとともに畜産物の安定供給を図っていく上での基礎となるものである。この家畜の改良増殖を促進し、もって畜産の振興を図ることを目的として、昭和25年に家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）が制定された。以後、本法に基づき、優良な血統、能力及び体型を有する種畜の確保、家畜人工授精によるその広域利用、家畜体内受精卵移植による雌畜の有効利用等により、家畜の改良増殖が推進されてきている。

しかしながら、近年の家畜改良増殖の状況をみると、バイオテクノロジー等の先端技術の開発はめざましく、家畜体外受精卵移植技術が実用化され、急速な普及が見込まれるとともに、これら畜産新技術の進展に伴い、家畜改良増殖における雌畜の重要性が増大してきている。

このような情勢の変化に対応して、家畜改良増殖の一層の促進を図るため、今般、家畜改良増殖法の一部改正が行われ、家畜体外受精卵移植に関する規定を整

備するとともに、都道府県の家畜改良増殖計画の計画事項に家畜受精卵移植の用に供する優良な雌畜の利用等に関する事項を追加することとされたものである。

第2 家畜体外受精卵移植に関する規定の整備

1 趣旨

近年、家畜体内受精卵移植の技術を基礎とした家畜体外受精卵移植が実用化し、急速な普及が見込まれている。この技術は、主としてとたいの卵巢から未受精卵を採取し、これを体外で受精させた後に別の雌畜に移植する技術であり、発育成績や枝肉評価の結果を踏まえて実施することができるため、より効率的な家畜の改良増殖の実施を可能とするものである。

このため、家畜の改良増殖を促進する観点から、家畜体内受精卵移植に関する規定を踏まえ、家畜体外受精卵移植について、所要の規定を整備することとされたものである。

2 内容

(1) 定義規定の整備

ア 「家畜受精卵移植」とは、家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植をいうものとされた（法第3条第3項）。

イ 「家畜体外受精卵移植」とは、牛その他政令で定める家畜の雌又はそのとたいから採取した卵巢から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精（牛その他政令で定める家畜の雄から採取され、及び処理された精液に未受精卵を浸すことをいう。以下同じ。）を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理し、及び雌に移植することをいうものとされた（法第3条第5項）。

家畜体外受精卵移植においては、現在、規制の対象となる家畜の種類は、家畜体内受精卵移植と同様牛のみに限られ、「政令で定める家畜」は定められていない。

ウ 「家畜体外授精」とは、家畜体外受精卵移植のために行う体外授精をいうものとされ、「家畜人工授精用精液」には、家畜体外授精の用に供する精液が含まれることとされた（法第4条）。

(2) 家畜卵巢の採取の用に供する雌の家畜の制限

ア 家畜体外受精卵移植の実施に際して、家畜体外受精卵（家畜体外受精卵移植の用に供する受精卵をいう。以下同じ。）を介しての伝染性疾患の伝播を防止するとともに、不良な遺伝形質を排除するため、牛その他政令で定める家畜の雌（そのとたいから家畜卵巢（家畜体外受精卵移植の用に供する卵巢をいう。以下同じ。）を採取する家畜の雌を含む。）は、家畜卵巢を採取する者において、当該家畜の雌が一定の伝染性疾患及び遺伝性疾患を有しないことについての獣医師による診断を受け、診断書の交付を受けたもの（以下「診断書交付家畜」という。）であることを確認しなけれ

ば、当該家畜の雌又はそのとたいを家畜卵巣の採取の用に供してはならないこととされた（法第9条の2第2項）。

ただし、①学術研究のためにする場合、②家畜の雌の飼養者又は家畜卵巣を採取する者が、当該家畜の雌又はそのとたいを、自己の飼養する雌の家畜のみに移植する家畜体外受精卵の生産の用に供する家畜卵巣の採取の用に供する場合については、この限りでないこととされた（法第9条の2第2項及び家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「規則」という。）第13条の4第2項）。

イ また、アの獣医師による診断は、雌の家畜又はそのとたいを家畜卵巣の採取の用に供する日前30日以内に受けたものでなければならないこととされた（規則第13条の3）。

この場合、獣医師の診断に係る疾患の種類は、雌の家畜のとたいから家畜卵巣を採取する場合にあつては、当該雌の家畜又はそのとたいについてと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第3項までの都道府県知事の行う検査を行うときは、当該検査において検査される疾患を除くことができることとされた（規則第13条の2）。

ウ また、雌の家畜が伝染性疾患及び遺伝性疾患にかかっていることを知りながら、当該家畜の雌又はそのとたいを家畜卵巣の採取の用に供してはならないこととされた。

ただし、アのただし書きの場合には、この限りでないこととされた（法第9条の3第2項）。

（3）家畜体外受精卵移植の制限

家畜体外受精卵移植を行う者については、専門的知識と技術を要することから、次のような制限が定められた。

ア 獣医師でない者は、雌の家畜から家畜卵巣を採取してはならないこととされた。

ただし、①学術研究のためにする場合、②自己の飼養する雌の家畜から家畜卵巣を採取する場合については、この限りでないこととされた（法第11条の2第2項）。

イ 獣医師又は家畜人工授精師でない者は、雌の家畜のとたいから家畜卵巣を採取してはならないこととされた（法第11条の2第3項）。

ただし、①学術研究のためにする場合、②自己の飼養する雌の家畜に移植する家畜体外受精卵の生産の用に供するために雌の家畜のとたいから家畜卵巣を採取する場合、③農林水産大臣の定めるところにより家畜卵巣の採取を的確に、かつ、衛生的に実施することができると認められる者が、獣医師又は家畜人工授精師の具体的な指示の下に雌の家畜のとたいから家畜卵巣を採取する場合については、この限りでないこととされた（法第11条の2第3項及び規則第15条の2第2項）。

③の規定に基づき、家畜卵巣の採取を的確に、かつ、衛生的に実施する

ことができると認められる者として農林水産大臣の定める者は、次のとおりとする。

- (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、獣医学又は畜産学に関する学部又は学科の課程を修了した者
 - (イ) 学校教育法に基づく専修学校であって畜産学に関する専門課程を置くものにおいて、当該専門課程を修了した者
 - (ウ) 学校教育法に基づく高等学校であって畜産学に関する課程を置くものにおいて、当該課程を修了した者
 - (エ) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、旧独立行政法人農業者大学校又は旧農業者大学校において畜産に関する課程を修了した者
 - (オ) 都道府県立農業者研修教育施設において畜産に関する課程を修了した者
 - (カ) 都道府県立農業講習施設において畜産に関する課程を修了した者
 - (キ) 財団法人農民教育協会（昭和23年5月24日に財団法人農民教育協会という名称で設立された法人をいう。）鯉淵学園農業栄養専門学校において畜産に関する課程を修了した者
 - (ク) 財団法人農村更生協会（昭和16年4月1日に財団法人農村更生協会という名称で設立された法人をいう。）八ヶ岳中央農業実践大学校において酪農又は肉用牛に関する課程を修了した者
 - (ケ) 財団法人中国四国酪農大学校（昭和40年11月18日に財団法人中国四国酪農大学校という名称で設立された法人をいう。）においてその課程を修了した者
 - (コ) 旧鹿児島県畜産講習所においてその課程を修了した者
- ウ 獣医師又は家畜人工授精師でない者は、家畜未受精卵（家畜体外受精卵移植の用に供する未受精卵をいう。以下同じ。）を採取・処理し、家畜体外授精を行い、又は家畜体外受精卵の処理を行ってはならないこととされた（法第11条の2第4項）。
- ただし、①学術研究のためにする場合、②自己の飼養する雌の家畜に移植する家畜体外受精卵の生産の用に供するために家畜未受精卵を採取・処理し、家畜体外授精を行い、又は家畜体外受精卵を処理する場合については、この限りでないこととされた（法第11条の2第4項及び規則第15条の2第3項）。
- エ 獣医師又は家畜人工授精師でない者は、家畜体外受精卵を雌の家畜に移植してはならないこととされた。
- ただし、①学術研究のためにする場合、②自己の飼養する雌の家畜に移植する場合については、この限りでないこととされた（法第11条の2第5項）。
- オ 獣医師又は家畜人工授精師（雌の家畜から家畜卵巣を採取する場合にあつては、獣医師）は、家畜卵巣を採取したときは、その家畜卵巣から家畜未受精卵を採取・処理し、家畜体外授精を行った後、これにより生じた家

畜体外受精卵の検査、収容及び封かんを行い、かつ、家畜体外受精卵証明書を添付しなければならないこととされた（法第13条第3項及び第4項）。

この場合、次の方法により行うこととされた（規則第16条の3）。

（ア）家畜体外授精は、当該家畜未受精卵を適切に洗浄した後に行うこと。

（イ）浮遊液の色等の性状については肉眼検査、家畜体外受精卵の形態及び浮遊液中のじょう状物又はきょう雑物の有無については顕微鏡検査の方法によること。

また、家畜体内受精卵についても同様に、家畜体内受精卵の検査は、当該家畜体内受精卵を適切に洗浄した後に行うこととされた（規則第16条の2）。

カ 多数の家畜卵巣を採取した後、家畜体外授精業務（家畜未受精卵の採取・処理、家畜体外授精及び家畜体外受精卵の検査、収容、封かんその他家畜体外受精卵の処理をいう。以下同じ。）を一人の獣医師又は家畜人工授精師が行うことが困難であることから、家畜卵巣を採取した獣医師又は家畜人工授精師（雌の家畜から家畜卵巣を採取する場合にあっては、獣医師）は、その指示の下に、これらの家畜体外授精業務を他の獣医師又は家畜人工授精師に行わせることができることとされた（法第13条第6項）。

（4）家畜体外受精卵移植を行う場所の制限

家畜体外受精卵の衛生及び品質を保持するためには、特に家畜体外授精業務を行うに当たって、細菌による汚染等の悪感作を防止することが必要であること等から、家畜体外授精業務は、家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜体外受精卵移植を行うため独立行政法人家畜改良センター又は都道府県が開設する施設以外の場所で行ってはならないこととされた（法第12条）。

この場合、家畜人工授精所については、家畜体外受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施するために必要な構造、設備及び器具を備えていなければ、開設の許可を与えないこととされた（法第25条第1項）。

具体的な基準は次のとおりである（規則第33条）。

ア 構造 処理室を有し、かつ、家畜体外受精卵を移植する場所が外部から見えないような囲障があること。

イ 設備 処理室が衛生的操作並びに家畜体外受精卵及び薬品の保管に支障がないこと。

ウ 器具 家畜未受精卵の採取、処理、家畜体外授精、家畜体外受精卵の検査、処理、保存又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具を備えていること。

また、家畜体外授精業務を行う家畜人工授精所には、開設者が自ら獣医師又は家畜人工授精師（雌の家畜から家畜卵巣を採取する場合における家畜体

外授精業務を行う場合にあっては、獣医師。以下（４）において同じ。）であつてその家畜人工授精所を管理する場合のほか、その家畜人工授精所を管理させるために、獣医師又は家畜人工授精師を置かなければならないこととされた（法第２８条）。

（５）家畜体外受精卵の譲渡等の制限

ア 血統の混乱の防止等を図るため、（３）のオの封がなく、又は家畜体外受精卵証明書が添付されていない家畜体外受精卵は、これを譲り渡し、又は雌の家畜に移植してはならないこととされた（法第１４条第２項）。

イ 本邦以外の地域から輸入された家畜体外受精卵については、外国の政府機関等が発行した一定の事項を記載した証明書が添付されたものに限られ、譲り渡し、又は雌の家畜に移植することができることとされた（法第１４条第２項第１号）。

ウ 移植しても受胎せず、又は移植を受けた雌の家畜に繁殖機能の傷害等を引き起こすおそれのある家畜体外受精卵を排除するため、品質の不良な家畜体外受精卵は、これを譲り渡し、又は雌の家畜に移植してはならないこととされた（法第１４条第３項）。

（６）家畜人工授精師の免許に関する改善

ア 家畜体外受精卵移植の業務を行うことのできる家畜人工授精師を養成するため、従来の講習会に加え新たに、農林水産大臣の指定する者又は都道府県が家畜の種類別に行う家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会を設けることとされた（法第１６条第２項）。

このことにより家畜人工授精師の養成に係る講習会は、①家畜人工授精に関する講習会、②家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会、③家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の３つに区分されることとなるが、②については家畜体内受精卵移植に関する講習会を、③については家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会又は家畜体外受精卵移植に関する講習会を、それぞれ部分的に開催することは差し支えない。ただし、家畜体内受精卵移植に関する講習会、家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会は家畜人工授精に関する講習会の修業試験に、家畜体外受精卵移植に関する講習会は家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験に、それぞれ合格した者でなければ受けることができないものとする。

イ 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験の免除については、

① 学校教育法に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関において規則第２３条に掲げる科目のうち一定の科目の全部又は一部を修めた者

② 牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者

③ 牛以外の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者

④ 牛について家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験に合格している者

に対しては、それぞれ一定の科目について講習会の受講及び修業試験を免除することとされた（規則第24条の2第1項、第3項、第4項及び第5項）。

ウ 家畜体外受精卵移植のうち家畜体外受精卵の移植の業務については、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務を行うことのできる家畜人工授精師は、これを行うことができることとされた（法第16条第3項）。

第3 都道府県の家畜改良増殖計画の計画事項の追加

1 趣旨

従来、家畜の改良増殖は、雄を活用した改良が中心であったが、家畜体内受精卵移植の普及、家畜体外受精卵移植の実用化により、優良な雌畜の産子を多数生産することが可能となり、家畜の改良増殖に及ぼす雌畜の影響が増大してきた。このため、都道府県の家畜改良増殖計画の計画事項に、従来の優良な雄畜の利用等に関する事項に加え、家畜受精卵移植の用に供する優良な雌畜の利用等に関する事項及び家畜受精卵移植施設の整備拡充に関する事項が追加することとされたものである。

2 内容

(1) 家畜体内受精卵移植の用に供する受精卵（以下「家畜体内受精卵」という。）の採取の用に供する家畜の雌で優良な血統、能力及び体型を有するものの配置、利用及び更新に関する事項（法第3条の3第2項第4号）

当該事項については、次の事項等を定めることが適当である。

ア 都道府県が、優良な血統、能力及び体型を有する家畜の雌について選定基準を作成し、その選定基準以上の雌を購入して畜産試験場等にけい養し、若しくは農家へ貸し付け、又は農家の飼養する雌であって選定基準以上のものについて認定等を行い、家畜体内受精卵の採取のために計画的に利用するなど、その配置及び利用についての方針

イ 優良な血統、能力及び体型を有する家畜の雌を追加購入又は追加認定することにより更新する場合も選定基準以上のものについて行うなど、その更新についての方針

(2) 家畜卵巢の採取の用に供する家畜の雌（そのとたいから家畜卵巢を採取する家畜の雌を含む。）で優良な血統、能力及び体型を有するものの利用に関する事項（法第3条の3第2項第5号）

当該事項については、都道府県が、家畜卵巢の採取の用に供する家畜の雌

について優良な血統、能力及び体型を有するものの選定基準を作成し、その基準以上のものを利用するなど、その利用についての方針等を定めることが適当である。

(3) 家畜受精卵移植施設の整備拡充に関する事項（法第3条の3第2項第6号）

当該事項については、都道府県が、家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵の生産・供給に関する計画を定め、この計画を達成するために必要となる施設の整備拡充に関する計画等を定めることが適当である。

第4 罰則の整備

昭和58年の法改正以降の経済事情の変化にかんがみ、罰金及び過料を引き上げることとされた（法第38条から第41条）。